

安来市立病院経営強化プラン評価委員会 次第

日時：令和7年10月23日（木）16時～
会場：安来市役所安来庁舎3階 防災対策室

1. 開 会

2. 安来市病院事業管理者あいさつ

3. 委員長の選出および副委員長の指名について

4. 議 事

1) 安来市立病院経営強化プラン 令和6年度点検・評価報告書について

5. 閉 会

安来市立病院経営強化プラン評価委員会名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

所属・団体名	役職	氏名
鳥取大学医学部附属病院 高度救命救急センター	教授	上田 敬博
安来市医師会	会長	小川 真滋
安来地域介護支援専門員協会	会長	宇山 広
島根県健康福祉部医療政策課	調整監	田中 和之
松江市・島根県共同設置松江保健所	所長	片岡 大輔
安来市総務部	部長	宇名手 由子

【事務局】

所属・職名	氏名		
安来市立病院	事業管理者		山崎 泉美
	事務部	経営管理課 課長	藤原 渉
		主任	梶谷 航
	医事課	課長	井原 隆宏
安来市健康福祉部	参事		松崎 理泰
	地域医療推進室	室長	加藤 昌和
		係長	青木 尚美
		主任	荒田 侑拓

安来市立病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日総財準第72号総務省自治財政局長通知)に基づき、安来市立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の実施状況を点検及び評価するため、安来市立病院経営強化プラン評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営強化プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、行政関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中において委員の交代が生じた場合における後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を總理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、安来市立病院経営強化プラン担当課及び安来市立病院経営担当課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年8月8日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。